

ショートステイ 逢座  
(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業)

## 運営規程

社会福祉法人 清樹会

## ショートステイ 逢座（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業） 運営規程

### （事業の目的）

第1条 この事業は、社会福祉法人清樹会が設置するショートステイ 逢座（以下「事業所」という。）において実施するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「従事者」という。）が、要支援状態の利用者に対し、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業の実施にあたっては、要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上並びに利用者の家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとし、利用者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、必要な援助に努めるものとする。
  - 3 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者又はその家族等の同意を得て実施する。
  - 6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体、財産等を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
  - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### （事業の運営）

第3条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。ただし利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

### （事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ 逢座
- (2) 所在地 郡山市大町一丁目13番14号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
管理者は、事業所業務を統括し、従事者の管理及び指導を行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)  
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上(1名は常勤)  
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤)  
看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (5) 介護職員 6名以上(常勤、非常勤)  
介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (6) 栄養士 1名(常勤)  
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名(常勤)  
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 事務職員 1名以上(併設事業所と兼務)  
必要な事務を行う。
- (9) その他の職員  
必要に応じてその他の職員(臨時、非常勤を含む)を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 日曜日から土曜日(365日体制)。
- (2) 営 業 時 間 0:00 ～ 24:00
- (3) サービス提供時間 0:00 ～ 24:00

(利用定員)

第7条 事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 2
- (2) ユニットごとの利用定員 さくらユニット 10名、うねめユニット 10名  
ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(2) 機能訓練

事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(3) 介護サービス

事業所は利用者に対し、以下の介護サービスを行う。なお、食事、入浴に関しては別に規定するものとする。

イ 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

ロ 適切な排泄の支援とできる限りの不快感の軽減の援助

ハ 褥瘡が発生しないような適切な介護

(4) 食事

食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により摂取できるように必要な支援を行うとともに、その嗜好を考慮した食事の提供をするものとする。食事は出来る限り離床し、摂取できるよう支援するとともに、共同生活室で食事を摂ることのできない利用者にあつては、居室に配膳し、必要な食事提供及び摂取の支援を行うものとする。

(5) 入浴

1週間に2回以上の入浴の機会を設ける。ただし、医師が入浴を適当でないと判断する場合には、清拭対応をするなどし、利用者の清潔保持に努めるものとする。

(6) 健康状態の確認

医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康維持のための適切な措置をとるものとする。

イ 医務室には、常時必要な医薬品及び診療機材器具を備え付ける。

ロ 利用者に医療機関等への受診が必要な事態が生じた場合の対応については別に規定するとおりとする。

(7) 送迎

イ 利用者の入所時及び退所時には、その心身の状況、地理的条件、家庭環境その他の理由により、送迎をする必要があると認められる者については、その自宅までの送迎を行う。

ロ 通常の業務の実施地域は、郡山市、須賀川市、本宮市、三春町とする。

ハ 通常の送迎の実施地域以外に居住する利用者を送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた時点から路程1キロメートルあたり50円を徴収する。

(8) その他利用者に対する便宜の提供

利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

(手続きの説明及び同意等)

第9条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、

苦情解決の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して、懇切丁寧に説明を行い、提供するサービスの内容及び利用期間等について利用申込者等の同意を得るものとする。

- 2 事業所は、正当な理由なくユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供が困難と認めた場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講ずる。

#### (受給資格等の確認)

第 10 条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定の有効期間等確かめるものとする。

- 2 事業所は、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めるものとする。

#### (要支援認定の申請に係る援助)

第 11 条 事業所は、要支援認定を受けていない利用希望者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者等の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、要支援認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間満了の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

#### (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第 12 条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭等の理由又は利用者の家族等の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 事業所は、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めるものとする。

#### (利用料等)

第 13 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、別紙料金表の通り徴収する。

なお、厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費

用を徴収する。

- 3 滞在に要する費用については、別紙料金表の通り徴収する。
- 4 理美容代 実費徴収
- 5 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 6 第2項及び第3の費用について、介護保険法施行規則第97条の4の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた利用者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第2項及び第3項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族等に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料等の支払いを受けた場合は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族等に対して交付する。

#### （身体の拘束等）

第14条 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を毎月開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### （虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施。
- （4）利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備。
- （5）その他虐待防止のために必要な措置。
- （6）前（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人等の了解を得るものとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第 17 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供時、利用者に病状の急変その他医療的処置が必要な場合は、速やかに当該利用者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等を行うとともに、当該利用者の家族等に連絡の上、管理者に報告をする。

#### (事故発生時の対応及び賠償について)

第 18 条 事業所は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

#### (心身の状況等の把握)

第 19 条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

#### (サービス提供の記録)

第 20 条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者等からの申し出があった場合には、文章の交付その他適切な方法によりその情報を利用者等に対して提供するものとする。

#### (非常災害対策)

第 21 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上  
（うち1回は夜間想定訓練を行う）
  - ②利用者を含めた総合防災訓練・・・・・・年2回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 事業所は、6に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### （業務継続計画の策定）

- 第22条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### （衛生管理等）

- 第23条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において利用者が使用する設備及び備品又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
    - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
    - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し感染症及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施する。
    - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処当に関する手順」に沿った対応を行う。

#### （苦情処理）

- 第24条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者又はその家族等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市

町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者又はその家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 25 条 居室、共用施設、敷地その他当該事業所の設備等の利用にあたっては、本来の用途に従い妥当かつ適切に利用するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 26 条 事業所は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- イ 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第 27 条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

(掲示)

第 28 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決手順その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 29 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- (3) その他の研修 随時

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に定めるものとする。
- 4 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、当該サービス

が完結した日から5年間保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年5月1日から施行する。